

アーティストバンク推進事業に係るイベント実施業務委託仕様書

1. 業務名

アーティストバンク推進事業に係るイベント実施業務委託

2. 目的

本市では、市民が多彩な文化・芸術に触れる機会の充実を図るため、文化・芸術活動を行う団体や個人(アーティスト)と、その発表の場(スポット)の情報をデータベース化し、双方のマッチングを促進する「アーティストバンク推進事業」に取り組んでいる。

その一環として開設した専用ウェブサイト「POART」(以下、「POART」という。)では、多くのアーティストとスポットが登録されていることから、POART を広く周知するとともに、登録者を活用した多種多様なジャンルのイベントを実施することで、市民が多彩な文化・芸術に触れる機会の創出に繋げる。

3. 概要

(1) (仮称) POART まちなか芸術祭

日時：令和6年10月26日(土)、27日(日) 10:00~16:00

場所：荷揚複合公共施設のほか、大分中央地区内のPOART登録スポット

概要：荷揚複合公共施設をメイン会場とし、まちなかのPOART登録スポット各所にて、POART登録アーティストの作品展示、ワークショップ、コンサートなど、多種多様なジャンルの発表を盛り込んだイベントを実施する。また、各イベントへの参加を促進することで、まちなかの回遊性にも繋げる。

4. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

5. 委託する業務内容

(1) (仮称) POART まちなか芸術祭

① イベントに参加するアーティストの選定を行うこと。選定にあたっては、POART登録者の中から選定するものとし、様々なジャンルのアーティストの起用について検討すること。

② イベントのメイン会場は荷揚複合公共施設とする。1・2F コモンスペース(実技室含む)、6F多目的大会議室、公共施設前広場等のスペースを使用することとし、提案の内容によりいずれかのスペースのみ使用することなどは可能とする。十分な集客が期待できる内容や会場レイアウト等について企画すること。

なお、会場使用申請は市が行うものとし、使用料は発生しない。

また、会場で使用する備品については、市HP掲載分は無料で貸出できるものとする。
 そのほか、提案の内容に応じて発生する備品については、受注者の負担とする。

【会場使用可能日時】

各会場において、設営・撤去等を含めた使用可能日時については下記のとおりとする。

使用可能日	1・2F コモンスペース (実技室含む)	6F 多目的大会議室	荷揚複合公共施設前広場
10/25 (金)	9:00~21:00	×	9:00~20:00
10/26 (土)	9:00~21:00	17:00~20:00	9:00~20:00
10/27 (日)	9:00~21:00	9:00~20:00	9:00~20:00
10/28 (月)	9:00~21:00	9:00~20:00	9:00~20:00

【施設概要・注意事項等を必ずご確認ください。】

- ・1・2F コモンスペース (実技室含む)

(https://www.city.oita.oita.jp/o210/bunkasports/bunka/bijutsukan/1299737215966/kanrenshisetsu/comon_zitsushistu.html)

- ・6F 多目的大会議室及び荷揚複合公共施設前広場

(<https://www.city.oita.oita.jp/o033/hukugousisetudaikaigisitu.html>)

- ③メイン会場のほか、イベントの会場となるスポットを5箇所以上選定すること。POART登録者かつ所在地が大分中央地区内(※)であるスポットを選定すること。

※大分中央地区内…金池、荷揚、長浜、中島、住吉校区

- ④POARTサイト内の「マッチング募集」機能などを活用し、選出したアーティストやスポットのマッチングを行うこと。必要に応じて、イベント実施内容の調整業務を行うこと。

- ⑤受託者は、適正な人員配置を行い、会期中の準備・運営・管理・進行・会場整理・撤収をスムーズに行うこと。

- ⑥イベント終了後は原状回復すること。

- ⑦各イベントを紹介するフライヤーを7,000部、ポスターを100部作成すること。なお、ポスターのデザインはフライヤーデザインを活かしたものとする。

- ⑧各イベントを回遊するための仕組み作りについて提案すること。

6. 運営体制の構築

実施に当たっては、業務全体の責任者、各業務の担当者を定め、運営体制を構築すること。
 また、委託者との調整を緊密に行うため専属の担当者を置くこと。

7. 事業実績報告書作成業務

業務終了後、速やかに開催状況が確認できる写真等を含む事業実績報告書1部を市へ提出すること。

8. 保険への加入と損害賠償

会場設営からイベント当日及び撤去までを対象としたイベント保険に加入すること。本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。

9. 支払い条件

本業務終了後、適法な請求を受けた日から30日以内に、一括払いにより委託料の全額を支払うこととする。

10. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

11. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律等に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、この事業で知り得た情報等をもとに、参加者に対し特定の団体等に参加させたり勧誘させたりするようなことは、事業中、事業後を問わず、一切行わないこと。なお、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡す、または適切に廃棄処理をした後、市に報告書を提出するものとする。

12. 守秘義務

受託者は、業務委託を行うに当たり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

13. その他

- (1) 出展者及び出演者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- (2) 受託者は、委託業務を実施するに当たり、市との緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて市の指示により報告を行うものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに市と協議すること。
- (4) 本仕様書に示す内容は主要事項であり、明記していない事項についても、当然備えるべき事項について要求内容に含まれるものとして提案書を作成すること。